

## 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について

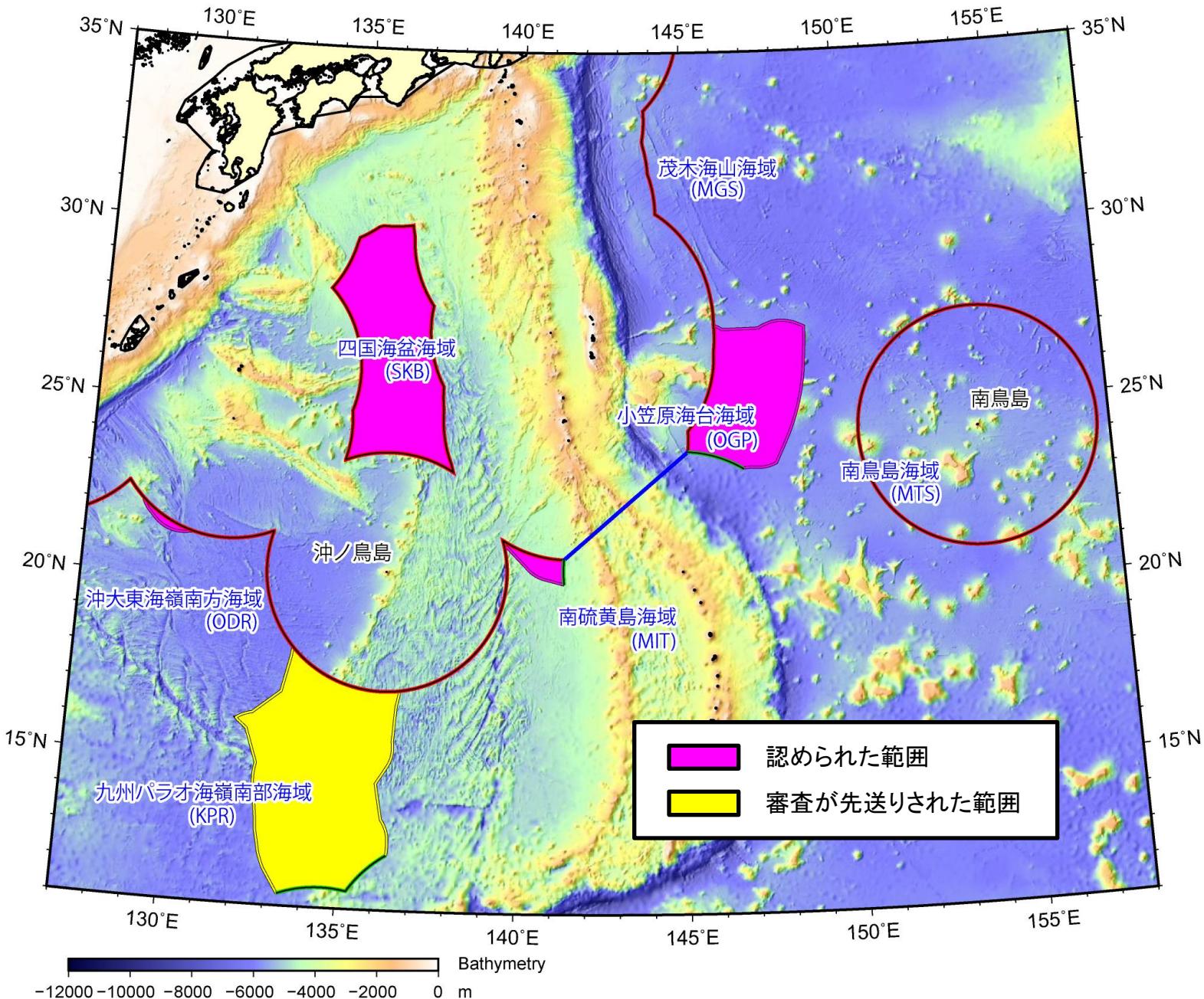
我が国が平成20年11月12日に大陸棚限界委員会（C L C S）に申請した大陸棚延長について、同委員会は、本年4月20日（ニューヨーク時間19日）、第29会期会合で勧告（付図参照）を採択し、4月27日（ニューヨーク時間26日）に我が国はこれを受領しました。

この中で、中国及び韓国が審査を行わないことを求めていた（我が国はその都度反論）沖ノ鳥島関連海域のうち、四国海盆海域については、ほとんどが認められ、沖ノ鳥島を基点とする延長が認めされました。九州・パラオ海嶺南部海域については、勧告が行われず、先送りとなりました。

（注）

- (1) 平成21年のC L C S第24会期会合で、沖ノ鳥島関連海域については、「C L C Sは、別途の決定を行うまで行動をとらない」旨決定していたことを踏まえ議論が行われた結果、C L C Sは、九州・パラオ海嶺南部海域の勧告案について「行動をとらない」ことを決定し、今回は、勧告が出されないこととなった。
- (2) 勧告には「C L C Sは（中、韓、日本の）口上書に言及された事項が解決されるときまで本海域に関する勧告を出すための行動を取る状況に無いと考える」と記載された。

# 我が国の延長大陸棚



# 大陸棚限界設定の流れ

